

【お手続きに際しての重要事項】

1. 契約申込書はご自身で正確にご記入ください

契約申込書（情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面）は重要な書類です。
ご契約者ご自身で（被保険者欄は被保険者ご自身で）正確に記入してください。

2. 生命保険証券等をご確認ください

ご契約をお引受けしますと、マニユライフ生命は生命保険証券等をお送りしますので、
お申込みいただいた際の内容と違ってないかどうか、もう一度お確かめください。

この保険のお申込みをされる際には、この「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」のほか、
「ご契約のしおり/約款」「設計書」もあわせてご確認ください。
契約者が法人となる場合は、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を
あわせてご確認ください。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、
マニユライフ生命のコールセンターへご連絡ください。

コールセンター **0120-063-730**

受付時間：月～金曜日 9時～17時
（祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます）

- 野村證券株式会社（募集代理店）では、複数の保険会社の生命保険商品を取扱っております。
ご要望がございましたら、募集代理店の販売資格を持った社員にお問い合わせください。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、この保険をお申込みいただけない場合があります。

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

コールセンター **0120-063-730**

受付時間 9:00～17:00（土日祝・12/31～1/3は除く）

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

募集代理店

野村證券株式会社

取扱者（生命保険募集人）



NO.33849／26.04

MLJ(PTD)25121009-295335
2026年4月現在

マニユライフ終身保険

〈円建／外貨建〉

通貨選択型一時払終身保険

特に重要なお知らせ

（契約概要・注意喚起情報）



**この商品はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。**

解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じる場合があります。

この書面は、保険業法第300条の2（金融商品取引法第37条の3第1項を準用）に基づき、契約締結前にお客さまへの交付が義務付けられた「契約締結前交付書面」です。ご契約のお申込み
に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前
に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいた
します。



Manulife
マニユライフ生命

野村證券株式会社

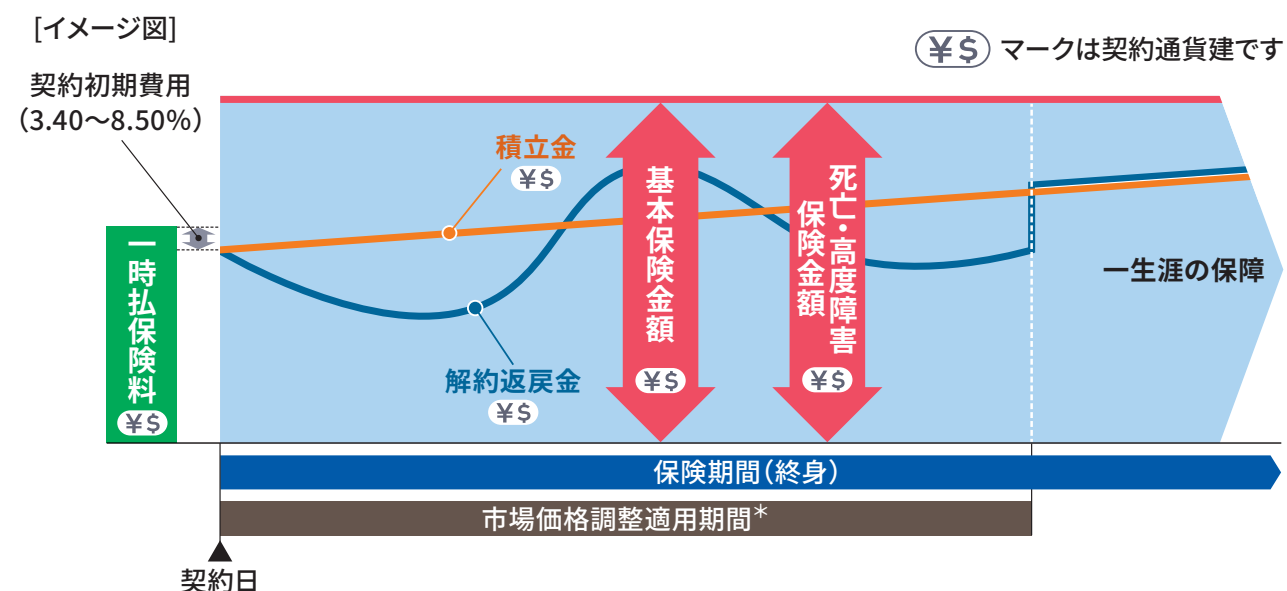
契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり／約款」に記載していますのでご確認ください。

- 基本保険金額は、保険金をお支払いする場合に基準となる金額のことで、次の要素等に基づいて、マニユライフ生命の定める方法で計算されます。
 - ◎ 被保険者の契約年齢、性別
 - ◎ 一時払保険料
 - ◎ 契約日の積立利率
 - ◎ 第1保険期間（告知なしタイプのみ）
- 契約者が法人の場合、契約日から10年以内は、法人から個人への契約者変更ができません。

告知ありタイプ

- 被保険者が死亡した場合、または所定の高度障害状態に該当した場合に、保険金をお支払いします。
- 一時払保険料よりも高い基本保険金額を、契約時から生涯にわたって保証します。



* 次のいずれか短い期間です。

- ・ 契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
- ・ 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間

※ 上図では、死亡・高度障害保険金額は、基本保険金額と同額と仮定して表示しています。

次のページへ続く ➡

1 引受保険会社は、マニユライフ生命保険株式会社です

本社所在地： 〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

連絡先： コールセンター TEL： **0120-063-730**

ホームページ： www.manulife.co.jp

2 この保険のしくみと特徴は以下の通りです

- この保険の名称(正式名称)は、通貨選択型一時払終身保険です。
- この保険は、一時払保険料から所定の契約初期費用を控除した金額を積立金として、契約時に選択した通貨(契約通貨)および契約年齢に応じた積立利率で運用する終身保険です。
- 健康状態等の告知を行い、死亡・高度障害保障が契約後すぐに一時払保険料を上回る「告知ありタイプ」と、健康状態等の告知なしで第1保険期間終了後に死亡保障が大きく増加する「告知なしタイプ」から選択いただきます。

告知ありタイプ	初期抑制型死亡のみ保障特則を適用しない場合のご契約です。
告知なしタイプ	初期抑制型死亡のみ保障特則を適用する場合のご契約です。

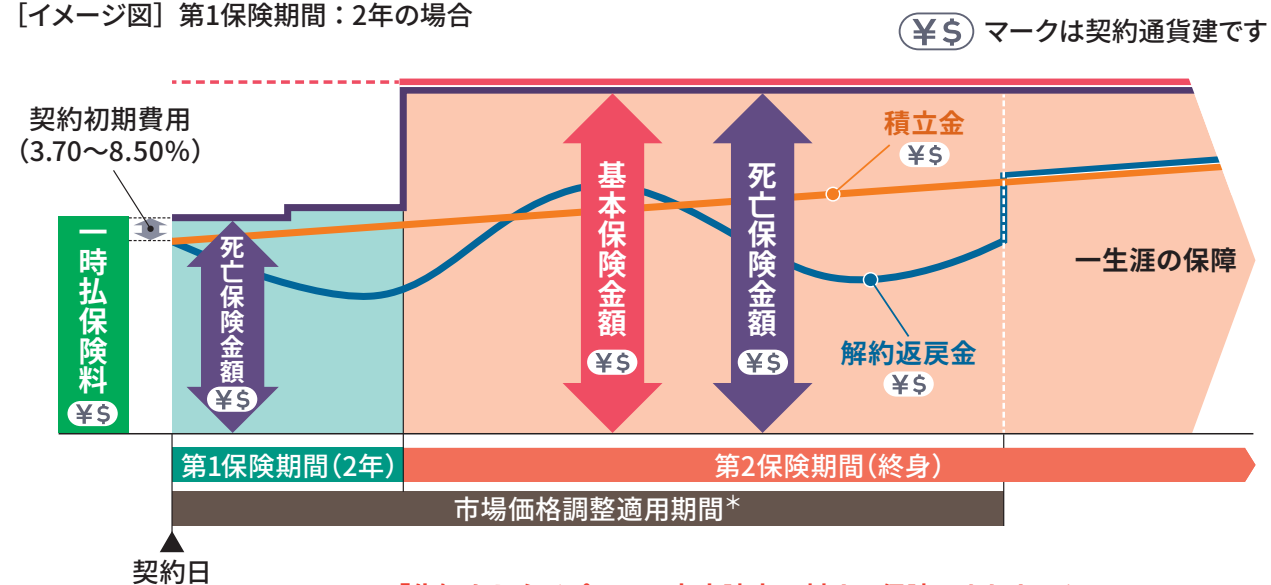
- 契約通貨は、円・米ドルまたは豪ドルのいずれかとなります。
※ 契約後に契約通貨を変更することはできません。
- 一時払保険料や保険金等の金銭の授受は、契約通貨で行います。

告知なしタイプ

「初期抑制型死亡のみ保障特則」を適用したご契約

- 被保険者が死亡した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険期間を第1保険期間と第2保険期間に区分し、第1保険期間の保険金額を抑えることで、第2保険期間の保険金額が大きくなります。
- 第1保険期間は、2年、3年、5年、7年、10年から選択できます。
- 死亡保険金額は、第1保険期間では一時払保険料に対し一定の割合で毎年増加します。
また、第1保険期間経過後は基本保険金額まで増加し、この金額を保険金として最低保証します。

〔イメージ図〕 第1保険期間：2年の場合



※「告知なしタイプ」では、高度障害に対する保障はありません。

* 次のいずれか短い期間です。

- ・ 契約日からその日を含めて20年を経過する日までの期間
- ・ 契約日から被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までの期間



- 契約後に、第1保険期間を変更することはできません。
- 「初期抑制型死亡のみ保障特則」を単独で解約することはできません。
- この保険が消滅する場合、「初期抑制型死亡のみ保障特則」も消滅します。

この保険にはリスクがあります

■ 解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

この保険は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を反映させます（市場価格調整）。したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。



契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

■ 為替リスクについて

契約通貨として外貨を選択されたときは、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

3 積立利率については以下の通りです

- 積立利率とは、積立金に適用される利率です。
- 積立利率は、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日に設定されている積立利率が終身にわたって適用されます。
- 契約通貨および契約年齢、特則の有無等により、設定する積立利率は異なります。
- 積立利率は、マニユライフ生命の定める所定の指標金利(マニユライフ生命が定める期間の平均値)に、－1.0%から2.5%を増減*させた範囲内でマニユライフ生命が定めた利率から、保険契約の締結・維持に必要な費用を差し引いた利率となります。

* 次を考慮して設定します。

- ・ 指標金利と資産運用利回り(想定される運用期間および運用資産にもとづき算出)との差
- ・ 運用資産の金利リスク等

- 指標金利は、契約通貨に応じて定められています。

契約通貨	指標金利
円	残存期間10年の日本国債の流通利回り
米ドル	金利スワップレート10年物 米ドル－米ドル買値(SOFR*)
豪ドル	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り

* SOFR(ソファ)：「Secured Overnight Financing Rate」の略で、米国の銀行間取引の指標となる金利です。
※ 使用する金利スワップレートは、将来変更されることがあります。



- 積立金の計算の際に次の費用を控除するため、積立利率はこの保険の実質的な利回りではありません。
 - ・ 告知ありタイプ：死亡保障および高度障害保障に必要な費用(保険関係費)
 - ・ 告知なしタイプ：死亡保障に必要な費用(保険関係費)
- 積立利率は、マニユライフ生命が定めた利率から、保険契約の締結・維持に必要な費用(保険関係費)をあらかじめ差し引いて設定します。

※ 保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

※ ご契約に適用する積立利率および実質的な利回り(年複利)は、「設計書」で確認できます。
※ 最新の積立利率は、「設計書」またはマニユライフ生命ホームページをご覧ください。

4 保障内容は以下の通りです

- 被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。支払事由に該当され、いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

告知ありタイプ

保険金	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	被保険者が支払事由に該当した日の解約返戻金または基本保険金額のいずれか大きい額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病により所定の高度障害状態*1に該当されたとき		被保険者

*1 くわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。
※ 契約者および死亡保険金受取人が法人の場合、高度障害保険金の受取人は契約者になります。

告知なしタイプ

【第1保険期間】

保険金	支払事由	支払金額*2	受取人
死亡保険金	第1保険期間に死亡されたとき	一時払保険料相当額*3×(100%+通増率*4×契約日からの経過年数*5)	死亡保険金受取人

*2 解約返戻金額が支払金額の算式の金額を超える場合は、解約返戻金額をお支払いします。
*3 基本保険金額が減額されたときは、その割合に応じて減額した金額
*4 通増率は、被保険者の契約年齢に応じて次のとおりです。

- ・ 60歳以下 : 1.50%
- ・ 61歳以上 70歳以下 : 1.00%
- ・ 71歳以上 80歳以下 : 0.50%
- ・ 81歳以上 : 0.20%

*5 1年未満は切捨て

【第2保険期間】

保険金	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	第2保険期間に死亡されたとき	被保険者が支払事由に該当した日の解約返戻金または基本保険金額のいずれか大きい額	死亡保険金受取人

※ 死亡・高度障害保険金の試算額等は、最新の「設計書」をご確認ください。
※ 保険金をお支払いできない場合については、P.22「5.保険金をお支払いできない場合があります」(注意喚起情報)および「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

次のページへ続く ➡

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

為替リスクについてご確認ください

次のような場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。



- 保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合
- 保険料の払込通貨と保険金等をお支払いする通貨が異なる場合

したがって、保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお払込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

たとえば、契約通貨建の死亡・高度障害保険金を円に換算した場合、為替レートによっては、お払込みいただいた金額の円換算額（円でお払込みいただいた場合はその金額）を下回り、元本割れすることがあります。

告知なしタイプ

対象	換算基準日
死亡保険金	請求書類をマニユライフ生命の本社が 受け付けた日*の翌営業日
解約返戻金	

* 書類の提出以外の方法（マニユライフ生命の定める方法に限ります）により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

※ この特約を付加して外貨建の保険金等を円で受取る場合、換算基準日における為替レートにより円に換算した金額が、契約時の為替レートにより一時払保険料を円に換算した金額を下回る場合があります。

リビング・ニーズ特約

- 被保険者の余命が6ヵ月以内と判断された場合、マニユライフ生命の定める範囲内で死亡保険金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いする特約です。

※ 死亡保険金の全部を特約保険金としてお支払いした場合、そのご請求日にさかのぼって、ご契約は消滅します。

※ 死亡保険金の一部を特約保険金としてお支払いした場合、基本保険金額は減額されたものとみなします。

※ 告知なしタイプおよび法人契約には付加できません。

指定代理請求特約

- 被保険者が受取人になる保険金（高度障害保険金とリビング・ニーズ特約の特約保険金）について、被保険者ご自身をご請求いただけない所定の事情がある場合、被保険者にかわって、指定代理請求人が保険金をご請求いただける特約です。

※ 契約者は、所定の範囲内で1人を指定代理請求人にあらかじめ指定できます。

※ 告知なしタイプおよび法人契約には付加できません。

4 主な特約については以下の通りです

※ くわしくは、「[ご契約のしおり/約款](#)」をご確認ください。

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

保険料円入金特約B型

- 保険料を円でお払込みいただける特約です。

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

円支払特約B型

- 外貨建の保険金等を下表の換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円でお支払いする特約です。

※ 円に換算するために用いる為替レートについては、[P.13～15](#)「[この保険にかかる費用は次の通りです](#)」([注意喚起情報](#))をご覧ください。

- 保険金等のご請求の際に、その受取人の申し出により、この特約を付加することができます。

告知ありタイプ

対象	換算基準日
死亡保険金	請求書類をマニユライフ生命の本社が 受け付けた日*の翌営業日
高度障害保険金	
解約返戻金	
リビング・ニーズ特約の特約保険金	

ご契約を解約または基本保険金額を減額された場合には、解約返戻金をお支払いします

- 契約者は、いつでも将来に向かってご契約を解約または基本保険金額を減額することができます。その場合には、解約返戻金をお支払いします。ただし、解約した場合、ご契約は消滅します。
※ 減額後の基本保険金額が右表の金額を下回る場合、減額することはできません。

契約通貨	基本保険金額
円	200万円
米ドル	20,000米ドル
豪ドル	20,000豪ドル

- 基本保険金額を減額した場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。
- 市場価格調整適用期間^{*1}中の解約返戻金額は、解約計算基準日・減額計算基準日（マニユライフ生命が解約・減額の請求書類を受け付けた日^{*2}）の積立金額（減額の場合は、減額された基本保険金額に対応する積立金額）に市場価格調整率を乗じた金額です。

解約返戻金額 = 解約計算基準日・減額計算基準日の積立金額 × 市場価格調整率

- *1 市場価格調整適用期間は、契約日からその日を含めて20年を経過する日または被保険者の年齢が90歳となる契約応当日の前日までのいずれか短い期間です。
 - *2 書類の提出以外の方法（マニユライフ生命の定める方法に限り）により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日
- 市場価格調整適用期間経過後の解約返戻金額は、解約計算基準日・減額計算基準日の積立金額です。

解約返戻金額 = 解約計算基準日・減額計算基準日の積立金額

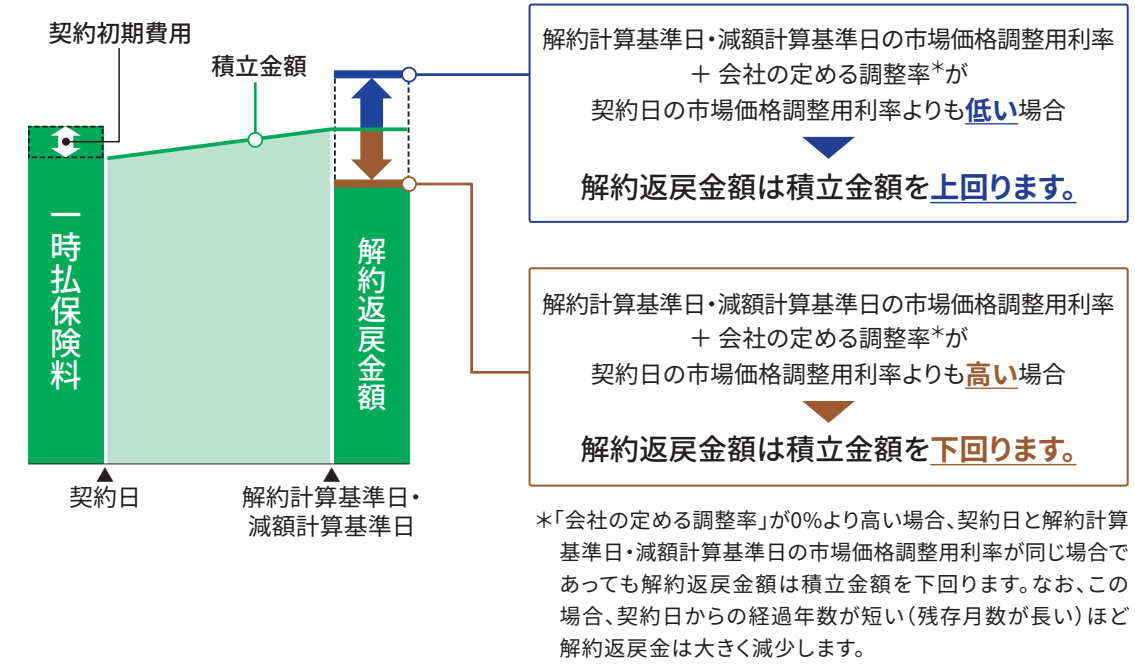
市場価格調整率

- 市場価格調整とは、解約した場合に戻ってくる解約返戻金が、市場金利の変動によって積立金額より増減するしくみです。
たとえば、解約時の市場金利が契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金額は減少し、逆に、低下した場合には、解約返戻金額が増加します。
- 市場価格調整率とは、運用資産（債券等）の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。
- 市場価格調整用利率は、積立利率の計算に用いる「通貨に応じた指標金利の会社の定める期間における平均値」とします。原則として毎月2回設定します。

市場価格調整率 = $\left(\frac{1 + \text{契約日の市場価格調整用利率}^{*1}}{1 + \frac{\text{解約計算基準日・減額計算基準日の市場価格調整用利率}^{*2}}{\text{会社の定める調整率}^{*3}}} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*4}}{12}}$

- *1 契約日の市場価格調整用利率は、この保険契約において適用されている積立利率の計算に用いた指標金利の会社の定める期間における平均値です。
- *2 解約計算基準日・減額計算基準日を契約日として、本契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に適用される積立利率の計算に用いる指標金利の会社の定める期間における平均値を指します。
- *3 運用資産を売却するための費用等を考慮して、契約通貨に応じ0.00%から0.10%までの範囲でマニユライフ生命が定めた率です。
- *4 残存月数は、解約計算基準日・減額計算基準日からその日を含めて被保険者が95歳となる契約応当日の前日までの月数（月数未満切上げ）×0.7となります。ただし、残存月数の最大は360となります。

[イメージ図] 市場価格調整による解約返戻金額の変動イメージ



ご参考 | ご契約を解約した場合の市場価格調整率の例

前提条件

- タイプ: 告知ありタイプ
- 契約通貨: 米ドル ● 契約年齢・性別: 60歳・男性
- 契約日の積立利率: 年4.00% ● 契約日の市場価格調整用利率: 年3.50%
- 解約計算基準日の市場価格調整用利率: 年4.50%
- 会社の定める調整率: 0.00% ● 市場価格調整適用期間: 20年

契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年
市場価格調整率	79.49%	80.02%	80.57%	81.11%	81.66%

契約日からの経過年数	10年	15年	19年
市場価格調整率	84.47%	87.37%	89.76%

※ 20年経過後は、市場価格調整を適用しません。
※ 例示の市場価格調整率は、毎年の契約応当日を解約計算基準日とした場合の率です。
※ 2026年4月現在、会社の定める調整率は、0.00%です。将来変更されることがあります。



この保険は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除されます。また、市場価格調整適用期間中は市場金利に応じた運用資産（債券等）の価格変動を解約返戻金額に反映させる（市場価格調整）ため、解約返戻金額は増減することがあります（解約時の市場価格調整用利率が契約時と比較して高くなった場合には、解約返戻金額は減少することがあります）。したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

※ 解約返戻金の試算額等は、最新の「設計書」をご覧ください。

7

引き受け条件等については以下の通りです

被保険者の契約年齢*1		告知ありタイプ30～90歳(満年齢) 告知なしタイプ30～90歳(満年齢)*2		
保険期間		終身		
最低保険料と保険料の単位(契約通貨建)		円	米ドル	豪ドル
		200万円 (10,000円単位)	20,000米ドル (100米ドル単位)	20,000豪ドル (100豪ドル単位)
保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合の通貨の取扱単位		契約通貨が米ドル・豪ドルの場合 10,000円 ※ 契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが0.01米ドル、豪ドルのときが0.01豪ドルとなります。		
最高基本保険金額		20億円相当額 ※ 被保険者の契約年齢・職業等やマニユライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。 ※ 契約通貨が米ドル・豪ドルの場合、契約日におけるマニユライフ生命の定める為替レートをを用いて円に換算します。 ※ 基本保険金額の取扱単位は、円のときが100円、米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。		
保険料の払込方法		一時払のみ (野村證券経由またはマニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています)		
被保険者の範囲		契約者本人、契約者の配偶者または3親等内の親族		
死亡保険金受取人の範囲		被保険者の3親等内の親族		
基本保険金額の変更	増額	お取扱いはありません		
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返戻金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が200万円、20,000米ドル、20,000豪ドル以上あることが必要です。 基本保険金額を減額した場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。		
契約者貸付		お取扱いはありません		

*1 年増法による特別な条件をつけてご契約を引き受けする場合、基本保険金額は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢で算出します。「年増法」については、[P.19](#)をご覧ください。

*2 第1保険期間により契約年齢範囲が異なります。

第1保険期間	2年	3年	5年	7年	10年
契約年齢	30～90歳	30～80歳	30～75歳	30～70歳	30～60歳

※ 契約時の金融情勢等の影響により、契約年齢等によってはお取扱いを見合わせる場合があります。

- ご契約の具体的な内容については、「[契約申込書\(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面\)](#)」に記入していただきますので、お申込みの際には、この「[契約概要](#)」と「[契約申込書\(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面\)](#)」にてご契約内容を必ずご確認ください。
- お申込みから契約日までの間に積立利率が変更になった場合、変更後の積立利率が適用され、基本保険金額も変更されます。また、お申込みから契約日までの間に年齢が変更になった場合、基本保険金額が変更されるので、15日・月末・被保険者の誕生日近くにお申込みの場合は十分にご注意ください。

8

この保険には、契約者配当金はありません

9

お客さまにご負担いただく費用があります

- この保険にかかる費用は、契約初期費用および保険関係費の合計額となります。そのほか、契約通貨として外貨を選択されたときは、外貨のお取扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。
※ くわしくは、[P.13～15](#)「[この保険にかかる費用は次の通りです](#)」([注意喚起情報](#))をご覧ください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特に
ご注意いただきたい事項を記載しています。
「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の
詳細やご契約の内容に関する事項については「ご契約
のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

この保険にかかる費用は次の通りです

契約初期費用

- 契約日に一時払保険料から保険契約の締結に必要な費用（契約初期費用）を控除します。
契約初期費用は、契約年齢*および契約通貨に応じた割合を一時払保険料に乗じた金額となります。控除割合に関しては以下表よりご確認ください。

告知ありタイプ

項目	契約年齢*	契約通貨	
		円	米ドル／豪ドル
保険契約の締結に必要な費用 （契約初期費用）	34歳以下	4.50%	8.50%
	35歳～39歳	4.40%	8.25%
	40歳～44歳	4.30%	8.00%
	45歳～49歳	4.20%	7.75%
	50歳～54歳	4.10%	7.50%
	55歳～59歳	4.00%	6.80%
	60歳～64歳	3.90%	6.10%
	65歳～69歳	3.80%	5.40%
	70歳～74歳	3.70%	4.70%
	75歳～79歳	3.60%	4.00%
	80歳～84歳	3.50%	3.90%
	85歳以上	3.40%	3.80%

* 年増法による特別な条件をつけてご契約をお引受けする場合は、被保険者の契約年齢に年増年数を加えた年齢とします。

※ 年増法については、**P.19** をご覧ください。

告知なしタイプ

項目	契約年齢	契約通貨	
		円	米ドル／豪ドル
保険契約の締結に必要な費用 （契約初期費用）	34歳以下	4.50%	8.50%
	35歳～39歳	4.40%	8.25%
	40歳～44歳	4.30%	8.00%
	45歳～49歳	4.20%	7.75%
	50歳～54歳	4.10%	7.50%
	55歳～59歳	4.00%	6.80%
	60歳～64歳	3.90%	6.10%
	65歳～69歳	3.80%	5.40%
	70歳以上	3.70%	5.00%

保険関係費

告知ありタイプ

- 死亡保障および高度障害保障に必要な費用、保険契約の締結・維持に必要な費用
積立金の計算に際して死亡保障および高度障害保障に必要な費用を控除します。
また、積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用をあらかじめ差し引きます。

告知なしタイプ

- 死亡保障および保険契約の締結・維持に必要な費用
積立金の計算に際して死亡保障に必要な費用を控除します。また、積立利率を設定する際に保険契約の締結・維持に必要な費用をあらかじめ差し引きます。

※ 保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

次のページへ続く ➡

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

外貨のお取扱いによりご負担いただく費用

告知ありタイプ

告知なしタイプ

●金融機関で通貨交換をされる場合

外貨建の保険料を円または他の外貨から交換してご用意される際には為替手数料が必要になります。また、外貨建の保険金などを円に交換して受け取る際にも為替手数料が必要になります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

●金融機関で外貨のお払込み・お受取りをされる場合

一時払保険料を外貨でお払込みいただく際や保険金などを外貨でお受取りの際には、送金手数料・引出手数料などをご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。

●通貨交換に関する特約などを利用される場合

「保険料円入金特約B型」および「円支払特約B型」の為替レートには為替手数料が含まれており、お客さまのご負担となります。各為替レートは、マニユライフ生命指定の金融機関が公示する対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を基準として計算された為替レートです。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
「保険料円入金特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
「円支払特約B型」の為替レート	契約通貨のTTM － 1銭	契約通貨のTTM － 3銭

※ 2026年4月現在。

外貨のお取扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

この保険にはリスクがあります

■ 解約返戻金額が一時払保険料を下回る可能性について

この保険は、契約時に一時払保険料から契約初期費用が控除され、また、市場価格調整適用期間中は解約返戻金額に市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を反映させます(市場価格調整)。したがって、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

■ 為替リスクについて

契約通貨として外貨を選択されたときは、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

1

この商品は生命保険です

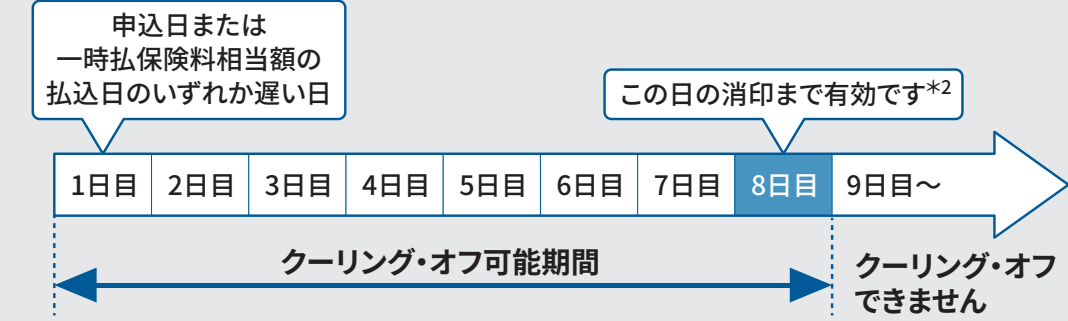
- この商品は、預金とは異なり、元本割れする可能性があります。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません(生命保険会社の保険契約者保護制度の対象となります)。

2

クーリング・オフ(お申込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象となります

- 申込者または契約者は、「申込書を記入していただいた日^{*1}」または「一時払保険料相当額をお払い込みいただいた日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面またはマニユライフ生命ホームページでのお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といい、この場合にはお払い込みいただいた金額をお返しします。

※1 情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末によりお申込手続きをいただいた日」をいいます。



※2 マニユライフ生命ホームページでは、8日目までにお申出を完了してください。

- クーリング・オフのお申出をされた場合、お払い込みいただいた金額を、マニユライフ生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨でお返しします。したがって、契約通貨が外貨の場合、保険料円入金特約B型の付加の有無により、クーリング・オフに伴いお返す通貨が異なります(保険料円入金特約B型を付加しない場合は、外貨でお返しします)。

	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフに伴いお返す通貨
保険料円入金特約B型を付加する場合	円 ^{*1}	円 ^{*3}
保険料円入金特約B型を付加しない場合	外貨 ^{*2}	外貨 ^{*4}

- ※1 保険料円入金特約B型の付加により所定の費用(通貨の換算に関する費用)が発生します。
- ※2 金融機関代理店等で円を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。
また、お客さまの口座からマニユライフ生命が指定する口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。
- ※3 円でお払い込みいただいた金額と同額をお返しします。

- ※4 外貨でお払い込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でお返すため、当初の資金が円の場合(金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、次の①～④により、お返す金額を円に換算した金額が円ベースでは元本割れすることがあります。
① 円から外貨への両替にかかる金融機関所定の手数料
② 外貨から円への両替にかかる金融機関所定の手数料
③ 送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
④ 為替差損(益)

- マニユライフ生命が指定する医師による診査を受けた場合や契約者が法人の場合等は、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除はできません。

クーリング・オフのお申出方法

次の2つの方法で、クーリング・オフのお申出ができます。

1 書面

次の事項をご記入のうえ、マニユライフ生命の本社宛てに書面^{*}によりお申出ください。

- ① 申込者または契約者の住所・氏名
- ② 申込番号
- ③ 返金先口座 [銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人]
- ④ クーリング・オフの申出日
- ⑤ クーリング・オフをする旨の文言

※お客さまの個人情報保護のため、なるべく封書にてお申出ください。

記入例

マニユライフ生命保険株式会社 御中

私は契約の申込みの撤回を行います。

契約者 ○○○○

申込番号 XXXXXXXXXXX(11桁)

返金先口座 ○○銀行○○支店
普通 △△△△△△△ 口座名義人 ○○○○

申出日 △年△月△日

住所 東京都○○区○○町△-△-△

氏名 ○○○○(自署)

書面(封書)の送付先

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2
東京オペラシティタワー
マニユライフ生命保険株式会社 新契約部

2 マニユライフ生命ホームページ

マニユライフ生命ホームページ(www.manulife.co.jp)の「お問い合わせ」に記載の手順に沿ってお申出ください。

※ 返金先口座は申込者または契約者名義の口座に限ります。
口座名義人名は、円口座の場合はカタカナで、外貨口座の場合はアルファベットでご記入ください。



- 電話や口頭でのお申出はできません。
- 必ず申込者または契約者ご本人がご記入、ご入力ください。
- 生命保険募集人等には、クーリング・オフのお申出はできません。

3

健康状態や職業等について、告知が必要です

告知ありタイプ

- 契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件で加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等について「告知書（情報端末のお手続き画面を含みます）」でマニユライフ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- マニユライフ生命指定の医師の診査による場合は、医師が口頭で告知を求めますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え（告知）ください。
- **告知受領権はマニユライフ生命（会社所定の「告知書（情報端末のお手続き画面を含みます）」）およびマニユライフ生命が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は告知受領権がなく、募集代理店の担当者（生命保険募集人）に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**
- マニユライフ生命では、契約者間の公平性を保つため、お客さまの身体の状態に応じた引受対応を行っています。傷病歴等がある場合でも、その内容によっては引き受けすることがあります（引き受けできないことや「年増法*」「特定障害状態不担保」といった特別な条件をつけて引き受けすることもあります）。

* ご契約の引き受けにあたり、被保険者の健康状態等により特別な条件をつける方法のひとつです。この場合、被保険者の実際の契約年齢にマニユライフ生命の定める年数（年増年数）を加えた年齢に基づいて、契約初期費用、基本保険金額、積立利率および積立金を計算します。
- マニユライフ生命の担当職員またはマニユライフ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金のご請求の際に、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。
- 告知していただくことがらは、告知書（情報端末のお手続き画面を含みます）に記載してあります。もし、これらについて、**故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日からその日を含めて2年以内であれば、マニユライフ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**

※ 責任開始日からその日を含めて2年を経過していても、保険金の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合には、解約返戻金を契約者にお支払いします。

※ なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「**現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合**」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、

 - ・ 責任開始日からの年数は問いません。
（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなる場合があります）
 - ・ **また、すでにお払込みいただいた一時払保険料はお返ししません。**

告知なしタイプ

- ご契約に際しては、契約者および被保険者に対し、被保険者の健康状態等の告知を求めません。
- 入院中（入院予定・一時退院中も含む）等の被保険者のお申込みは取扱いできません。



引き受けの可否・条件については、マニユライフ生命で得た情報（健康状態のほか、職業、体格、マニユライフ生命での過去の契約申込履歴、保険金および給付金請求履歴等）をもとに総合的な判断のうえ決定しますので、引き受けできないことや特別な条件をつけて引き受けすることがあります。

4 保障の責任開始期は以下の通りです

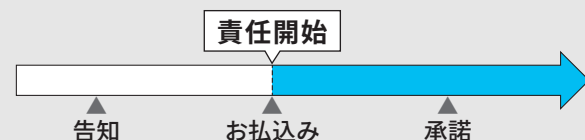
- この保険では、責任開始期を契約日とします。

告知ありタイプ

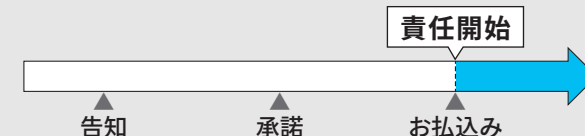
保障の責任は、告知と一時払保険料相当額のお払込みが完了した時から開始します。
お申込みいただいたご契約をマニユライフ生命が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額のお払込み*がともに完了した時（責任開始期）から、マニユライフ生命は契約上の責任を開始します。

責任開始の例

- マニユライフ生命の
承諾前に
お払込みがあった場合



- マニユライフ生命の
承諾後に
お払込みがあった場合

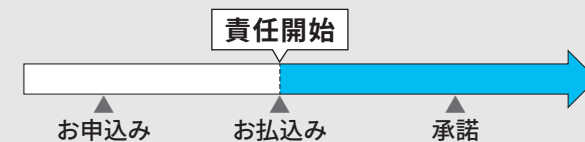


告知なしタイプ

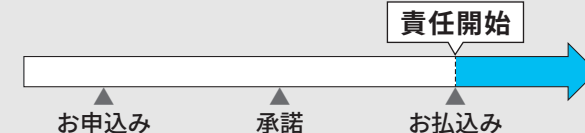
保障の責任は、一時払保険料相当額のお払込みが完了した時から開始します。
お申込みいただいたご契約をマニユライフ生命が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払込み*が完了した時（責任開始期）から、マニユライフ生命は契約上の責任を開始します。

責任開始の例

- マニユライフ生命の
承諾前に
お払込みがあった場合



- マニユライフ生命の
承諾後に
お払込みがあった場合



*マニユライフ生命が受取った時

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

5 保険金をお支払いできない場合があります

- 次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- ・責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合（ただし、その疾病や不慮の事故等について正しく告知をしていただいた場合や、病院への受診歴等がなく、かつ認識や自覚がなかった場合はこの限りではありません）
- ・保険金の免責事由に該当した場合
 - 例 責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人等の故意による支払事由該当等
- ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合（告知ありタイプのみ）
- ・重大事由によりご契約または特約が解除された場合
 - 例 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等
- ・ご契約について詐欺の行為があつてご契約または特約が取り消しとなった場合
- ・保険金の不法取得目的があつてご契約または特約が無効になった場合

6 解約・基本保険金額の減額が可能です

- 解約・基本保険金額の減額に関する詳しい内容については、**P.9**「6.ご契約を解約または基本保険金額を減額された場合には、解約返戻金をお支払いします」（契約概要）に記載していますのでご覧ください。

7

現在のご契約を解約・減額することを前提に 新たにご契約のお申込みを行った場合、 不利益となる事項があります（該当の場合のみご確認ください）

- **現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。**
 - ・ お申込みいただいた保険料は預貯金とは異なります。多くの場合、払戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
 - ・ 新たにお申込みのご契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。
 - ・ 新たにご契約については、告知義務違反の場合、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、責任開始期前の原因による発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
 - ・ **保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額されるご契約と新たにご契約とで異なることがあります。例えば、予定利率が引き下がることによって保険料率が引き上げとなる場合があります。**
- 保障内容の見直しには、新たにご契約の追加等の方法もご利用いただけます。

8

保険料を契約通貨と異なる通貨で払込む場合等にご留意ください

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

- 「保険料円入金特約B型」を付加し、保険料を契約通貨と異なる通貨でお払込みいただく場合、以下の点にご留意ください。
 - ・ お払込みいただく保険料相当額を契約通貨建の保険料に換算する為替レートは、マニユライフ生命所定の為替レートです。当レートは営業日毎に変動します。
 - ・ 適用される為替レートは、お払込みいただく保険料相当額をマニユライフ生命が受領する日の為替レートとなりますので、換算基準日当日中にマニユライフ生命に着金するよう金融機関にてご確認のうえ、送金してください。
- 保険料を外貨でお払込みいただいた場合で、クーリング・オフされたときまたはご契約を引受けできなかったときは、お払込みいただいた金額をお払込みいただいた通貨でお返しします。その場合、以下の点にご留意ください。
 - ・ 外貨でお受取りの際には、金融機関により手数料（リフティングチャージ等）をご負担いただく場合があります（くわしくは、取扱金融機関にご確認ください）。
 - ・ お返しした外貨を円に換算した場合、為替相場の変動による影響を受け、為替差損が生じるおそれがあります。

9

保険料や保険金等の課税関係については以下の通りです

契約時

- お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
※ 一時払のため、お払い込みいただいた年のみの適用となります。

解約・基本保険金額の減額時（差益がある場合）

所得税（一時所得）＋ 住民税

死亡保険金受取時

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
本 人	本 人	配偶者 または 子	相続税*
本 人	配偶者	本 人	所得税（一時所得）＋ 住民税
本 人	配偶者	子	贈与税

＊ 契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金等と合算の上、「死亡保険金の非課税枠（500万円×相続税法で定める法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

高度障害保険金等受取時（告知ありタイプのみ）

- 高度障害保険金およびリビング・ニーズ特約による特約保険金は、被保険者ご本人が受け取った場合、非課税扱になります。

契約通貨が外貨の場合の税務上のお取扱い

契約通貨が米ドル・豪ドルの場合

- 契約通貨が外貨の場合においても、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取扱いについては、日本国内で販売されている円建の生命保険と同様となります。この場合、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建の生命保険と同様にお取扱いします。

対 象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	—	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税（一時所得）	解約計算基準日	TTM
死亡保険金	所得税（一時所得）	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB

- ＊1 TTMとは対顧客電信売買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

＊2 「保険料円入金特約B型」を付加し、一時払保険料相当額を円でお払い込みいただいた場合、一時払保険料はそのお払い込みいただいた金額が基準となります。
- ※ 死亡保険金等を外貨でお受取りの場合、円に換算した金額で課税されるため、税引後の外貨での受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

- 「円支払特約B型」を付加した場合、解約返戻金および死亡保険金は下表の換算基準日におけるマニュライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対 象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニュライフ生命の本社が受け付けた日*の翌営業日
死亡保険金	

＊ 書類の提出以外の方法（マニュライフ生命の定める方法に限ります）により請求を行った場合は、請求をマニュライフ生命が受け付けた日

ご参考 | 一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

一時所得の課税対象額＝

{ 収入－必要経費（一時払保険料等）－特別控除（50万円） } × 1/2

税務上のお取扱いについては、2025年11月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。
個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

信用リスクと生命保険契約者保護機構については以下の通りです

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- マニユライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。**生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。**

生命保険契約者保護機構の詳細に関する照会は、
生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する手続き等について、以下の点にご留意ください

お支払いに関する手続き等について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに**マニユライフ生命コールセンター**にご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「**ご契約のしおり/約款**」、**ホームページ**に記載していますので、あわせてご確認ください。
- マニユライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、**マニユライフ生命コールセンター**に必ずご連絡ください。
- 保険金の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金、給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

保険金の代理請求について（告知ありタイプのみ）

- 被保険者が受取人となる保険金について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます（くわしくは、「**ご契約のしおり/約款**」でご確認ください）。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

各種お手続きやご契約に関するお問い合わせについては、下記までご連絡ください

マニユライフ生命へのお問い合わせ

- 生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては、下記までご連絡ください。

マニユライフ生命コールセンター

TEL. 0120-063-730

お問い合わせ時間 月～金曜日 9:00～17:00
（祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます）

指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

※ なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

アフターサービス



ティーベック(株)が提供するサービス

無料の付帯サービス
＼ ところとからだの健康サポート /
メディカルリリーフ
プラス

■ メディカルほっとコール24

〔対象：被保険者とそのご家族〕

24時間・年中無休で、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の幅広いご相談に応じます。

- 24時間電話健康相談サービス
- 専門医による電話相談（予約制）

■ メディカルソムリエ

〔対象：被保険者〕

医師や医療機関との提携ネットワークを活用し、お客さまの状況に合わせた選択肢を提案します。

- セカンドオピニオン手配サービス
- 受診手配サービス
- 「ドクターが薦める専門医」情報提供サービス

※このサービスは、ティーベック株式会社が提供します。

※各サービスには諸条件があります。

電話以外に、オンラインでサービスを利用できるWebサイトがあります。

くわしくは、マニユライフ生命ホームページ、または契約後、保険証券に同封のチラシをご覧ください。

マニユライフ生命が提供するサービス

マイページ

mypage.manulife.co.jp

- 積立金額・解約返戻金額のご確認
- 住所・電話番号等の変更など、各種手続き 等

ご登録はこちら



コールセンター

0120-063-730 受付時間 9:00～17:00（土日祝・12/31～1/3は除く）

- 積立利率、「保険料円入金特約B型」の為替レート、「円支払特約B型」の為替レート
- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種手続きのご案内
- 各種手続き書類のご請求 等

個人情報のお取り扱い・「犯罪収益移転防止法」にもとづく取引時確認・支払査定時照会制度について

- マニユライフ生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。
- 個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。
- マニユライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづく、一定の生命保険契約の締結の際、契約者の本人特定事項（氏名・住所・生年月日等）、職業または事業の内容等の確認を行っています。
- 保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります（支払査定時照会制度）。
- 個人情報のお取り扱い・「犯罪収益移転防止法」にもとづく取引時確認・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり／約款」に記載しています。

金融犯罪ゼロ社会を目指して

架空請求や悪質な投資勧誘にご注意ください。

